事業計画（福島県広野町）

１．海岸対策

① 海岸の状況※

町内の地区海岸数	６地区海岸
被災した地区海岸数	５地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	１地区海岸
本復旧を実施する地区海岸数	５地区海岸

※　警戒区域内（福島第一原子力発電所から半径 20㎞圏内）を除く。今後の調査により、地区海岸数が増加する見込み。

② 堤防高

１０月８日に堤防高を公表※。

広野海岸　　：T.P.　8.7m（対象津波：明治三陸地震）

※　公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して決定する。

③ 復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、１１月までに策定。これに基づく本復旧の工事着工については、復興計画や他の事業との調整等を進めながら今後決定する。

本復旧の工事完了については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないよう、計画的に復旧を進め概ね５年での完了を目指す。

④ 成果目標　平成２３年度

著しく背後の安全度が低下している区間等から優先し、

・全ての被災した地区海岸において、１１月までに復旧する施設の概要計画策定※[1]を目指す。

・２地区海岸において、本復旧の工事着工※[2]を目指す。

※１　概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。

※２　工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

⑤ その他

・地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。

・復興計画策定に際しては、最大クラスの津波（レベル２）も考慮し、必要に応じ、津波浸水シミュレーション等を活用した支援を実施。

海岸保全施設の復旧にかかる事業計画（広野町）

地区海岸名	堤防護岸延長（m）	主な施設	施設の高さ（T.P）		応急対策	復旧の予定				H23予算での実施内容
			被災前現況高（m）	被災後復旧高（m）		概要計画策定	詳細計画策定	工事着工	工事完了	
浅見川	773	堤防、離岸堤	5.50	8.70	完了	H23.10	H23.11	H23.12	H26.3	・応急復旧 ・用地買収 ・本工事
高萩	29	堤防、消波工	崖	8.70	ー	H23.10	H23.11	H23.12	H26.3	・本工事
下北迫	85	堤防、消波堤	6.20	8.70	ー	H23.11	調整中	調整中	調整中	・用地買収
折木	416	堤防、護岸、消波堤	6.20	8.70	ー	H23.11	調整中	調整中	調整中	・用地買収
夕筋	271	堤防、護岸、消波堤	6.20	8.70	ー	H23.10	調整中	調整中	調整中	・用地買収

※被災後復旧高は、災害復旧事業等により復旧を予定している高さである。
※被災後復旧高は、県が公表した計画高と異なる場合がある。

※概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。
※詳細計画策定とは、工事着工のための詳細設計の完了をもっていう。
※工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

福島県沿岸の地域海岸分割図

≪福島県における地域海岸の考え方≫

以下の点を考慮し、同一の津波外力を設定しうると判断される一連の区間を地域海岸として設定

1）岩崖・岬、湾の形状、海岸線の向き等の自然条件から設定

2）東北地方太平洋沖地震津波の浸水範囲から、連続した浸水範囲を同一の地域海岸として設定

福島県沿岸を14の地域海岸に分割

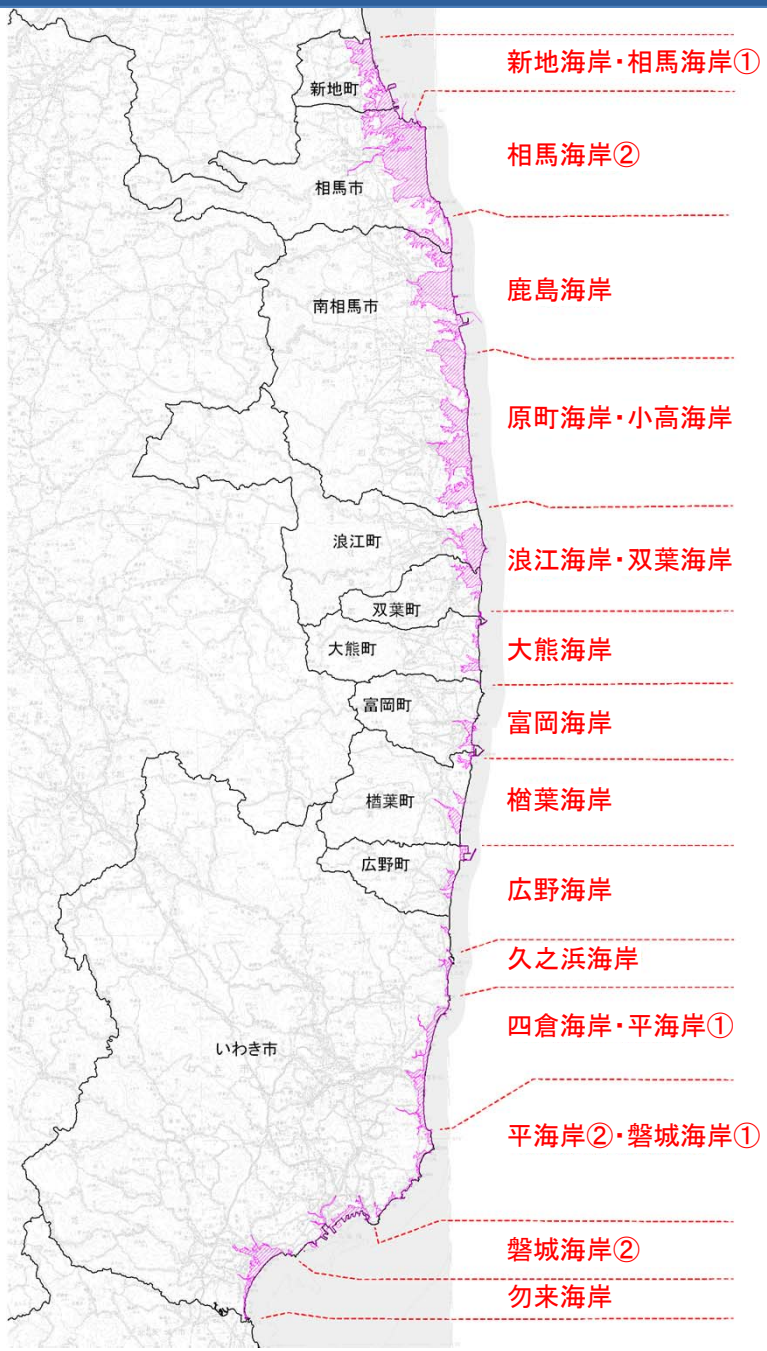

２．河川対策

【県管理河川】

①　２級水系北迫川水系など※１、３水系３河川５箇所※２での災害復旧事業を予定。そのうち、施設の被災及び背後地の状況に応じて緊急度の高い１箇所については大型土のう積み等の応急対策を完了。

②　平成２３年内に、全５箇所の災害査定を完了予定。

　平成２３年度内に、設計、地元調整等の施工準備が整う３箇所の、本復旧に着手予定。

　残る２箇所についても、設計、地元調整等の施工準備が終了した箇所から、順次、本復旧に着手。海岸堤防の整備計画及び町が策定する復興計画等と整合を図りながら逐次整備し、概ね５年を目途に全箇所完了させることを目標とする。

③　成果目標　平成２３年度

○ 県管理区間（災害復旧事業）

　全５箇所について、平成２３年内に災害査定完了予定

　設計、地元調整等が整う３箇所について、平成２３年度内に本復旧に着手予定

※１　位置図を参照

※２　一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

復興施策の事業計画　参考図面　河川　　広野町

図面：福島県提供

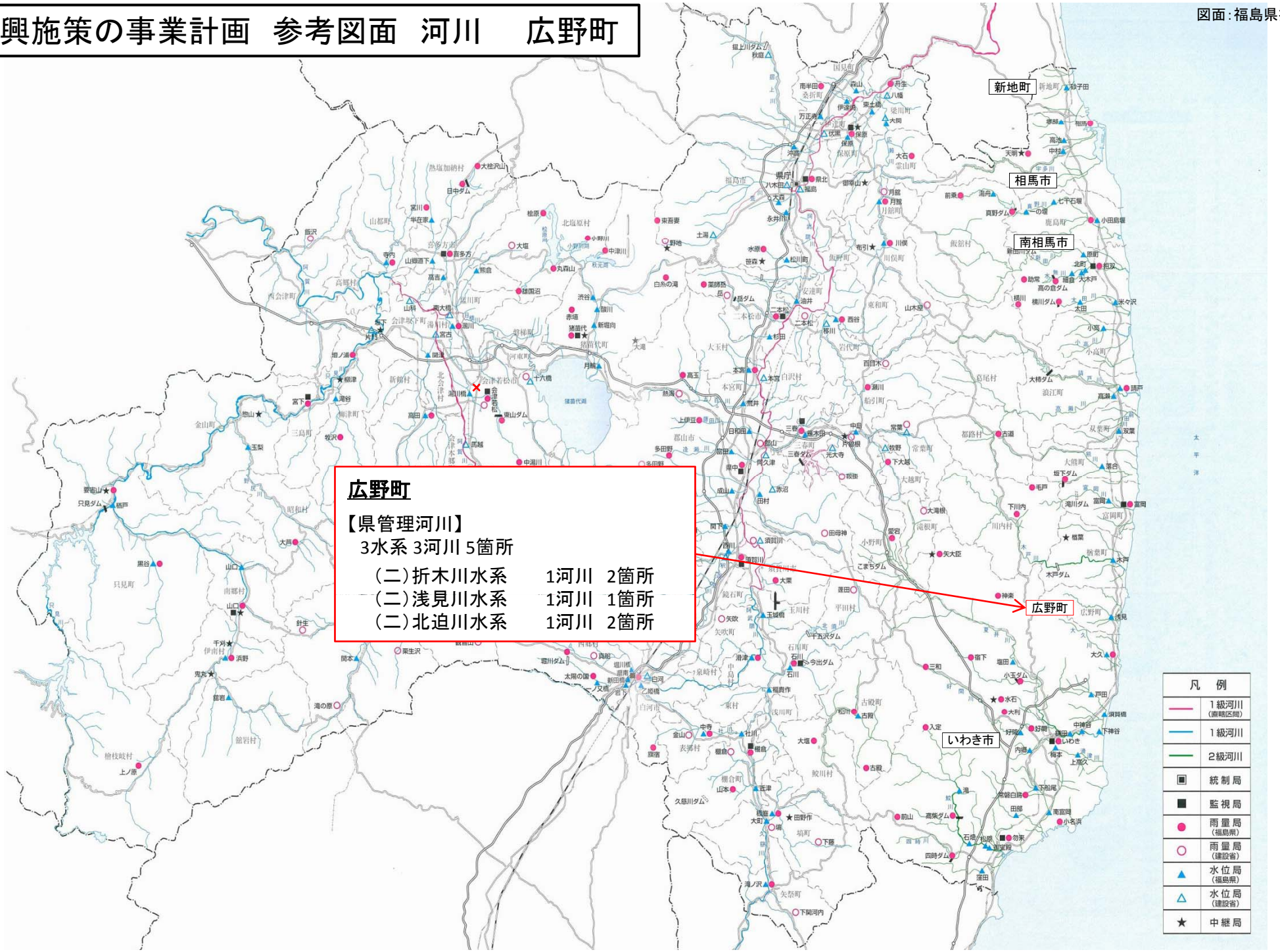

広野町

【県管理河川】

3水系 3河川 5箇所

（二）折木川水系	1河川	2箇所
（二）浅見川水系	1河川	1箇所
（二）北迫川水系	1河川	2箇所

３．下水道

① 箇所名：広野浄化センター（※位置図を参照）

② 広野浄化センターについては、簡易処理（沈殿＋消毒）を実施中。

③ 平成２４年７月から１２月にかけて簡易処理から通常処理へ移行し、復旧を完了予定。

（参考）下水処理場　位置図

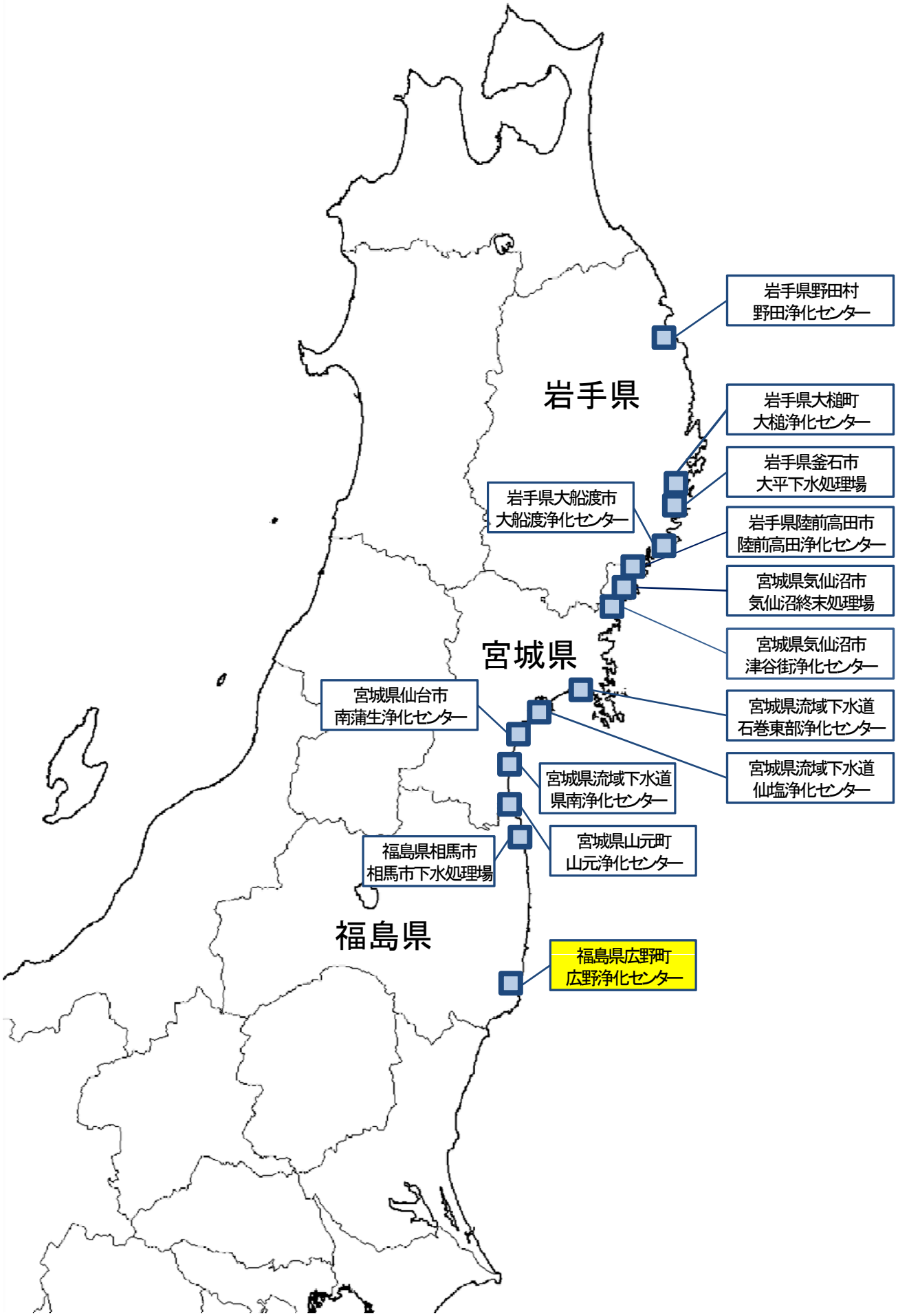
岩手県野田村
野田浄化センター
岩手県
岩手県大槌町
大槌浄化センター
岩手県釜石市
大平下水処理場
岩手県大船渡市
大船渡浄化センター
岩手県陸前高田市
陸前高田浄化センター
宮城県気仙沼市
気仙沼終末処理場
宮城県
宮城県気仙沼市
津谷街浄化センター
宮城県仙台市
南蒲生浄化センター
宮城県流域下水道
石巻東部浄化センター
宮城県流域下水道
仙塩浄化センター
宮城県流域下水道
県南浄化センター
宮城県山元町
山元浄化センター
福島県相馬市
相馬市下水処理場
福島県
福島県広野町
広野浄化センター

４．農地・農業用施設

① 被災状況

津波により約 60ha の農地及び農業用施設に甚大な被害

② 農地等の復旧

概ね３年以内の復旧を目指す。

④ その他

農地等の復旧については、復興計画等に基づく各種工程と調整を図りながら進めていく必要がある。

５．海岸防災林の再生

① 箇所名： 下浅見川
② 海岸防災林の林帯1.6ｈａが被災。
③ 広野町復興計画策定等の議論を踏まえ、今後の再生方針を決定。

（保全対象：県道広野小高線、ＪＲ常磐線、下水処理場、集落（下浅見川）ほか、農地）

６．学校施設等

①幼稚園・小中高等学校等

（ｉ）公立学校

＜広野町立学校＞

東日本大震災により被災した町立広野小学校、広野中学校、広野幼稚園、学校給食共同調理場を、公立学校施設の災害復旧に係る国庫負担（補助）の事業計画に基づき、以下のとおり早期の復旧を目指す。

なお、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により当町が指定されていた緊急時避難準備区域が、平成２３年９月３０日に解除されてからの事業計画の提出と、その後実施された災害査定の結果を受けての本格的な災害復旧を行うことから、比較的軽微な被害に留まる学校施設であっても、平成２３年度末までの工期で復旧が実施される。

- ○　比較的軽微な被害に留まる広野幼稚園・広野小学校・広野町学校給食共同調理場の３施設については、平成２３年度内の事業着手及び復旧完了を目指す。
- ○　被災度区分上、小破となった広野中学校については、本校舎と併せて敷地内土地の復旧工事も併せて行う。
- ○　被災度区分上、大破となった広野中学校技術家庭科室棟については、既存の建屋を取り壊した上で同位置に改築する。平成２３年度内に事業を着手し、平成２４年度内の復旧完了を目指す。
- ○　福島第一原発事故によりいわき市立中央台南小学校へ移転して再開している広野小学校について、学校運営のために必要な空間の確保のため、中央台南小学校敷地内に応急仮設職員室をリース形態により設置し、広野町内本校舎での授業再開まで使用する。

②公立社会教育施設（公立社会体育施設を含む）

＜広野町立社会教育施設＞

広野町立社会教育施設は、広野町公民館・広野町中央体育館・広野町総合グラウンド及び附属施設等が広野町中央台地区に集中しており、かつ広野町公民館及び広野町中央体育館を中心に、同地区が福島第一原発事故による警戒区域内への一時帰宅の拠点となっていることから、応急危険度判定調査を実施した後は被害状況の詳しい確認すら行えていない状況である。

今後、一時帰宅の拠点が移転した際に、被災度区分判定調査や復旧計画の策定を実施していく予定である。

７．災害廃棄物の処理

①　東日本大震災においては、地震による大規模な津波により膨大な量(25 千トン)の災害廃棄物が発生。

②　現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成 23 年７月までに仮置場へ概ね搬入した。今後はその他の災害廃棄物の仮置場への移動を平成 24 年３月までを目途に完了させる。なお、11 月８日現在、全ての災害廃棄物の 10%の仮置場への移動を完了している。

③　損壊家屋等の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動については、解体家屋の所有者との意思確認がなかなか取れないため、当初計画よりずれ込み平成 24 年７月までを目途に完了させる。

④　また、中間処理・最終処分については、腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、平成 26 年３月までを目途として処分を行う。なお、木くず、コンクリートくずで再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

工程表（福島県広野町）

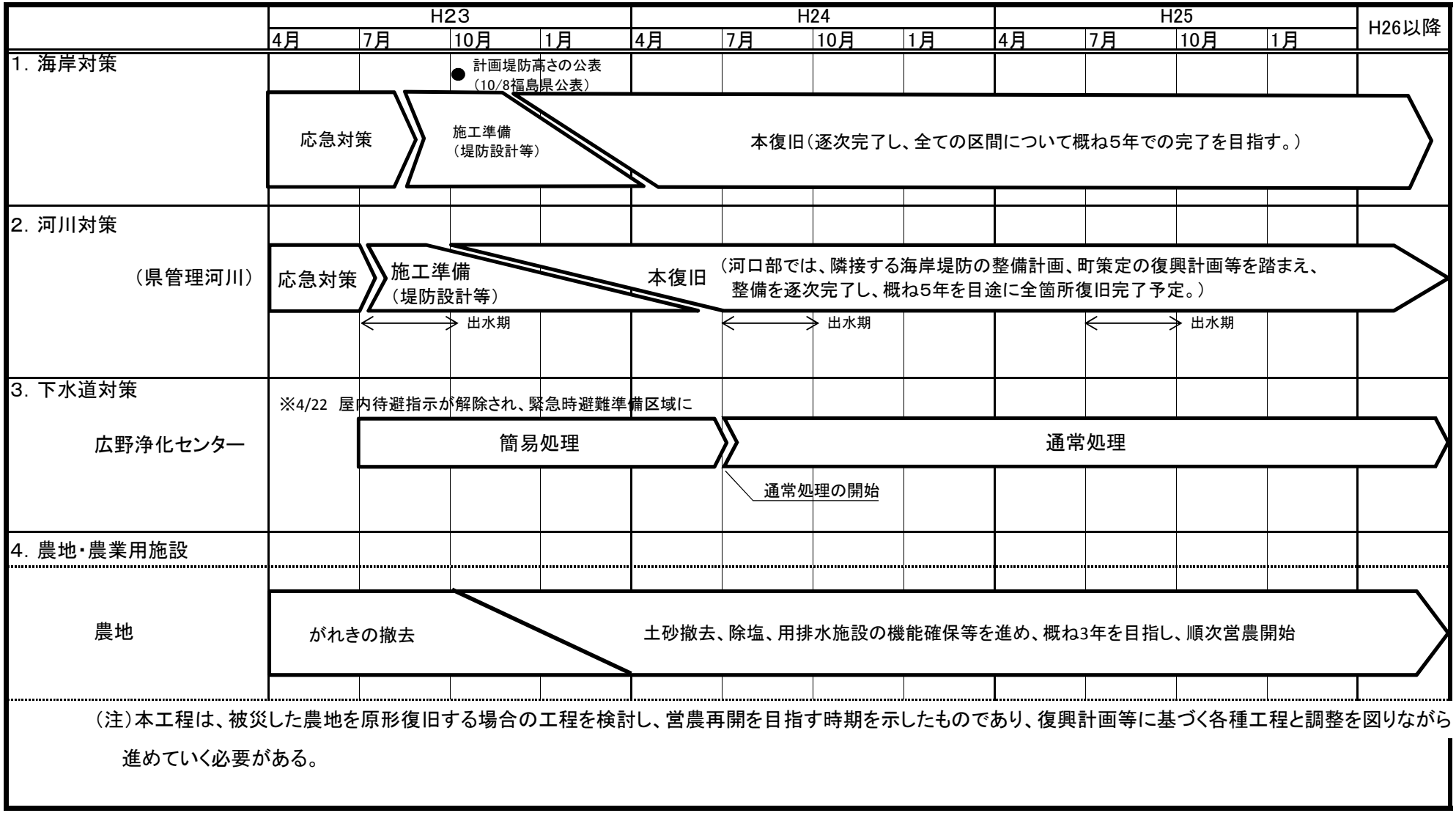

（注）本工程は、被災した農地を原形復旧する場合の工程を検討し、営農再開を目指す時期を示したものであり、復興計画等に基づく各種工程と調整を図りながら進めていく必要がある。

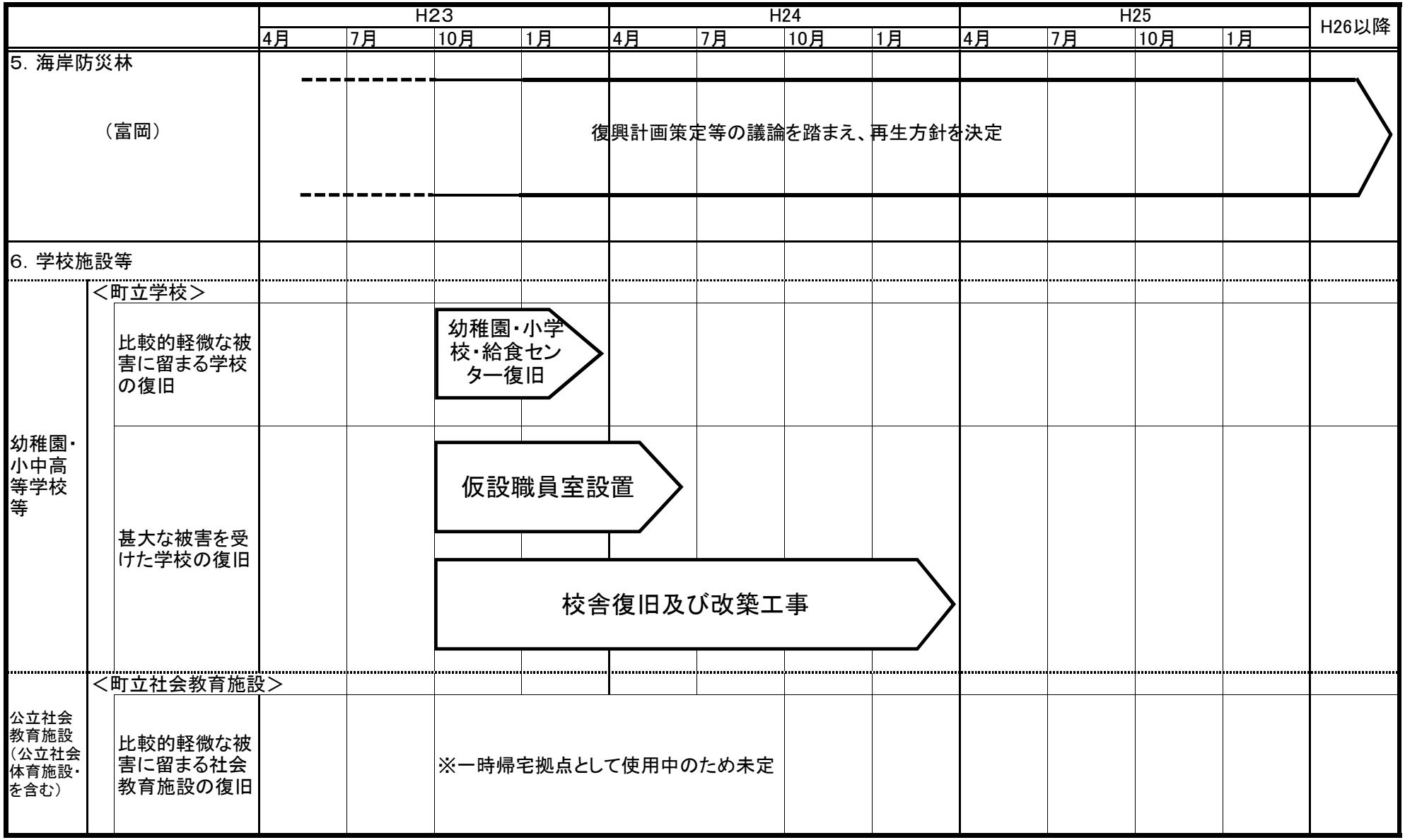
H23
H24
H25
H26以降
4月
7月
10月
1月
5. 海岸防災林
（富岡）
復興計画策定等の議論を踏まえ、再生方針を決定
6. 学校施設等
幼稚園・小中高等学校等
＜町立学校＞
比較的軽微な被害に留まる学校の復旧
幼稚園・小学校・給食センター復旧
甚大な被害を受けた学校の復旧
仮設職員室設置
校舎復旧及び改築工事
公立社会教育施設（公立社会体育施設・を含む）
＜町立社会教育施設＞
比較的軽微な被害に留まる社会教育施設の復旧
※一時帰宅拠点として使用中のため未定

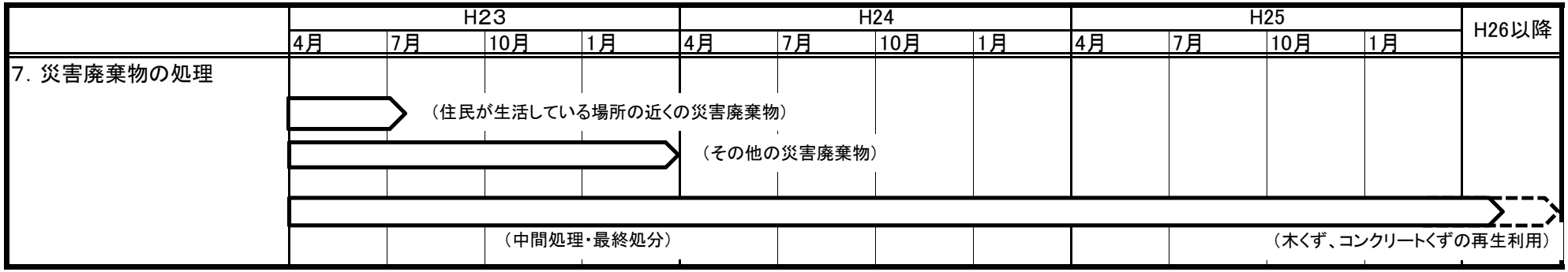
H23
H24
H25
H26以降
4月
7月
10月
1月
4月
7月
10月
1月
4月
7月
10月
1月
7．災害廃棄物の処理
（住民が生活している場所の近くの災害廃棄物）
（その他の災害廃棄物）
（中間処理・最終処分）
（木くず、コンクリートくずの再生利用）